

有田地域等における大規模氾濫減災協議会規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10項に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「有田地域等における大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨をはじめ、台風等の豪雨による大規模な浸水被害が発生していることを踏まえ、河川管理者、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、有田地域等の県管理河川流域において、大規模な氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的とする。

また、近年の激甚な水災害や、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域における

取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域における取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

四 流域治水の全体像を共有・検討し、河川、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定、公表及び対策の実施状況についてのフォローアップを行う。

五 その他、大規模氾濫に関する減災対策及び流域治水に関して必要な事項を実施する。

（対象流域）

第 6 条 協議会は、次の河川に係る流域を対象とする。

- ・ 洪水予報河川（有田川）
- ・ 水位周知河川（山田川、広川）
- ・ その他、協議会が必要と認める河川

（協議会資料等の公表）

第 7 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第 8 条 協議会の庶務を行うため、県土整備部河川下水道局河川課及び有田振興局建設部に事務局を置く。

（雑則）

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

本規約は、令和 3 年 1 月 27 日から施行する。

本規約は、令和 3 年 8 月 30 日から施行する。

本規約は、令和 6 年 2 月 16 日から施行する。

別表1

有田市長

かつらぎ町長

高野町長

湯浅町長

広川町長

有田川町長

近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署長

森林整備センター 和歌山水源林整備事務所長

和歌山地方気象台長

和歌山県 危機管理部 危機管理局長

和歌山県 農林水産部 農林水産政策局長

和歌山県 農林水産部 森林林業局長

和歌山県 県土整備部 河川下水道局長

和歌山県 県土整備部 都市住宅局長

和歌山県 県土整備部 港湾空港局長

和歌山県 伊都振興局長

和歌山県 有田振興局長

和歌山県 教育委員会 教育総務局長

和歌山県 教育委員会 学校教育局長

(オブザーバー)

近畿地方整備局 河川部 地域河川調整官

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 田辺水力センター所長

注)上表の構成員に増減が生じた場合は規約改正の対象とするが、構成機関の名称及び所属役職の名称の変更等は規約改正の対象とはしないものとする。

別表2

有田市 防災安全課長
 有田市 建設課長
 有田市 都市整備課長
 かつらぎ町 危機管理課長
 かつらぎ町 建設課長
 高野町 総務課長
 高野町 観光振興課長
 高野町 生活環境課長
 高野町 建設課長
 湯浅町 総務課長
 湯浅町 産業建設課長
 広川町 総務課長
 広川町 建設課長
 有田川町 総務課長
 有田川町 建設課長
 近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署 地域林政調整官
 森林整備センター 和歌山水源林整備事務所 造林係主幹
 和歌山地方气象台 防災管理官
 和歌山県 危機管理部 危機管理局 防災企画課長
 和歌山県 農林水産部 農林水産政策局 農業農村整備課長
 和歌山県 農林水産部 森林林業局 森林整備課長
 和歌山県 県土整備部 河川下水道局 河川課長
 和歌山県 県土整備部 河川下水道局 砂防課長
 和歌山県 県土整備部 河川下水道局 下水道課長
 和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課長
 和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課長
 和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾漁港整備課長
 和歌山県 伊都振興局 地域づくり部長
 和歌山県 伊都振興局 農林水産振興部長
 和歌山県 伊都振興局 建設部長
 和歌山県 有田振興局 地域づくり部長
 和歌山県 有田振興局 農林水産振興部長
 和歌山県 有田振興局 建設部長
 和歌山県 教育委員会 教育総務局 総務課長
 和歌山県 教育委員会 学校教育局 教育支援課長

注) 上表の構成員に増減が生じた場合は規約改正の対象とするが、構成機関の名称
 及び所属役職の名称の変更等は規約改正の対象とはしないものとする。